

令和3年12月3日

建設消防委員会
市民文教委員会

土地政策課
文化財課

浜松市歴史的風致維持向上計画の策定について（修正案）

1. 主旨

令和3年7月20日の建設消防委員会と市民文教委員会において報告した「浜松市歴史的風致維持向上計画（素案）」について、パブリック・コメントの実施を経て、別紙のとおり修正案を作成したため、報告するもの。

2. 報告資料

- | | |
|-----|--------------------------|
| 資料1 | パブリック・コメントに対する市の考え方 |
| 資料2 | 浜松市歴史的風致維持向上計画（案）＜本編＞ 抜粋 |
| 資料3 | 浜松市歴史的風致維持向上計画（案）＜概要版＞ |

※浜松市歴史的風致維持向上計画（本編）は国から認定後に配布。

3. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|---------|
| 令和3年12月3日 | 市の考え方公表 |
| 令和4年1月 | 国への認定申請 |
| 令和4年3月 | 国認定（予定） |

パブリック・コメントに対する市の考え方

＜主な意見＞

●浜松市の維持向上すべき歴史的風致に関連する意見

本市の歴史的風致の設定に関する質問や構成要素追加の提案があり、南区の歴史文化資源のほか、家康公関連史跡や中心市街地の伝統行事等を取り上げて欲しいとの意見。

(市の考え方 P.3 提案 1、提案 2、提案 3、P.10 質問 7)

本計画において示す 12 件以外の歴史的風致の設定や歴史的風致を構成する要素の追加については、歴史的風致設定の定義に基づき、計画策定後も市内の歴史文化資源の価値の把握・整理に努めていくため今後の参考とする。

●重要文化財「中村家住宅」に関連する意見

建造物の説明において、中村家住宅の特徴を追加して欲しいとの意見。

(市の考え方 P.5 提案 8、P.6 提案 9)

中村家住宅の特徴について建物内部の説明を加筆し、案の修正を行う。

＜案の修正＞

・「中村家は戦国時代に、今川家、徳川家に仕え、浜名湖の舟運(兵糧運搬)をまかされた。桁行(けたゆき)21.3 メートル、梁間(はりま)11.2 メートル、面積 238.7 平方メートル、寄棟造(よせむねづくり)茅葺(かやぶき)の建物である。棟通り(むねどおり)と梁間方向中央の柱通りを揃え、これを境として、桁行方向に部屋が食い違いの配置になっているのが特徴である。また、内部の板戸(いたど)など古い建具も残されている。

庭内に家康次男・結城秀康が誕生した際の胞衣塚(えなづか)が設けられている。」

(本編 P.1-72/ (2) 国の指定等文化財 ①重要文化財 イ. 中村家住宅) →資料 2 P. 2

＜案の修正＞

・「…構造は、側柱(外回りの柱)は省略なく、部屋境は2か所を除いて柱を1間ごとに、礎石の上に直接立て、主に貫で相互の連結が図られている。そのほか、柱の面取(めんとり)りに規則性があること、3間四方の部屋が南側と北側にそれぞれあること、納戸構(なんどがまえ)・押板(おしいた)・格子窓(こうしまど)といった古民家に共通する特徴を備えている。長屋門は、…」(本編 P.2-5-12/ イ. 中村家住宅) →資料 2 P. 3

●西区雄踏町宇布見の息(おき)神社祭典に関する意見

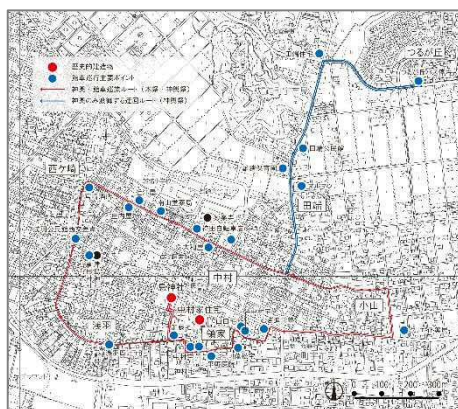
息神社の祭典の詳細について、参考とした資料に関する質問や、館車(山車のこと)の巡行ルートについて修正を依頼する意見。

(市の考え方 P.6 から P.8 にかけて質問 3、質問 4、質問 5、提案 10、提案 11、提案 12)

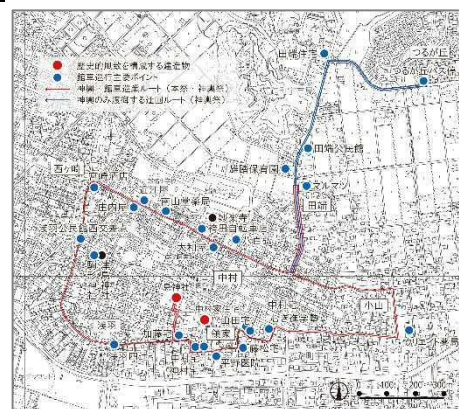
息神社の祭典は地元の有識者の著書を参考としており、館車の巡行ルートについては、改めて資料調査や関係者への聞き取りを行ったうえで案の修正を行った。

＜案の修正＞ (本編 P.2-5-17/ 図 2-5-34) →資料 2 P. 5

修正前



修正後



浜松市歴史的風致維持向上計画(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和3年8月から9月にかけて実施しました浜松市歴史的風致維持向上計画(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等から28件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「浜松市歴史的風致維持向上計画」を策定し、令和4年4月からの実施を予定しています。今後とも、浜松市歴史まちづくり事業に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

令和3年12月

浜松市都市整備部土地政策課

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2656

FAX 053-457-2601

Eメールアドレス

tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和3年8月16日から令和3年9月17日		
【意見提出者数】	3人		
【提出方法】	持参(2件) 郵便(1件) 電子メール(0件) FAX(0件) 説明会等(0件)		
【意見数内訳】	28件 (提案12件、要望5件、質問8件、その他3件)		
【案に対する反映度】	案の修正	8件	今後の参考
	盛り込み済	4件	その他
			7件
			9件

目次

浜松市歴史的風致維持向上計画 案(概要版)

- 1 歴史的風致の背景
- 2 地域の区分、歴史・文化的背景からみた歴史的風致の整理
- 3 浜松市の維持・向上すべき歴史的風致(意見数 3件) …… 3ページ
- 4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針/重点区域と主な事業(意見数 2件) …… 3ページ

浜松市歴史的風致維持向上計画 案(本編)

序章 計画の策定にあたって

- 0-1. 計画策定の背景(意見数 0件)
- 0-2. 計画策定の目的(意見数 0件)
- 0-3. 計画の期間(意見数 0件)
- 0-4. 計画策定の体制と経緯(意見数 0件)

第1章 浜松市の歴史的風致形成の背景

- 1-1. 位置と市域(意見数 0件)
- 1-2. 自然的環境(意見数 0件)
- 1-3. 社会的環境(意見数 0件)
- 1-4. 歴史的変遷(意見数 0件)
- 1-5. 浜松の歴史と関わりのある主な人物(意見数 2件) …… 4ページ
- 1-6. 文化財(意見数 2件) …… 5ページ

第2章 浜松市の維持及び向上すべき歴史的風致

- 2-1. 浜松城下の営みにみる歴史的風致(意見数 0件)
- 2-2. 佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致(意見数 0件)
- 2-3. 天竜川下流の荘園から継承された歴史的風致(意見数 0件)
- 2-4. 開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致(意見数 0件)
- 2-5. 浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致(意見数 8件)
…… 6ページ

- 2-6. 農村歌舞伎にみる歴史的風致（意見数 0件）
- 2-7. 奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致（意見数 0件）
- 2-8. 三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致（意見数 0件）
- 2-9. 二俣地域の営みにみる歴史的風致（意見数 0件）
- 2-10. 中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致（意見数 0件）
- 2-11. 秋葉信仰にみる歴史的風致（意見数 0件）
- 2-12. 遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致（意見数 0件）

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- 3-1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組（意見数 0件）
- 3-2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題（意見数 0件）
- 3-3. 上位関連計画との関連性（意見数 0件）
- 3-4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針（意見数 0件）
- 3-5. 歴史的風致維持向上計画の実施体制（意見数 0件）

第4章 重点区域の位置及び区域

- 4-1. 重点区域設定の考え方（意見数 0件）
- 4-2. 重点区域の位置及び区域（意見数 0件）
- 4-3. 重点区域の設定の効果（意見数 0件）
- 4-4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携（意見数 0件）

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

- 5-1. 市全域に関する事項（意見数 2件）…………… 9 ページ
- 5-2. 重点区域に関する事項（意見数 0件）

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

- 6-1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方（意見数 0件）
- 6-2. 事業の内容（意見数 1件）…………… 9 ページ

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

- 7-1. 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方（意見数 0件）
- 7-2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準（意見数 0件）
- 7-3. 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件（意見数 0件）
- 7-4. 歴史的風致形成建造物候補一覧（意見数 0件）

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

- 8-1. 歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方（意見数 0件）
- 8-2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針（意見数 0件）
- 8-3. 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等（意見数 0件）

その他（意見数 8件）…………… 10 ページ

浜松市歴史的風致維持向上計画 案（概要版）

3 浜松市の維持・向上すべき歴史的風致（意見数 3件）

提案 1	浜松城下の営みにみる歴史的風致の追加提案 春、秋のお彼岸には、鍛冶町・大工町・栄町・鴨江町などの近隣町内をも舞台に、かつては道の両側にいろいろな屋台が立ち並び、境内にはサーカスや見世物小屋が開設され、一週間も続きました。 建造物：鴨江寺ほか 営み：お鴨江まいりほか 写真：鴨江寺、お彼岸まいり
提案 2	浜松城下の営みにみる歴史的風致の追加提案 徳川家康公のゆかりを舞台に、雲立の楠の縁だけでなく、八幡宮を徳川家代々の祈願所と定めていた。いまだに年中行事も多い。 建造物：浜松八幡宮ほか 営み：追儺式（ついなしき） 写真：浜松八幡宮、追儺式。
提案 3	浜松城下の営みにみる歴史的風致の追加提案 浜松の歴史の舞台で浜松で一番古い神社。浜松神社として浜松の総社・産土神であった。天正5年に改名し、歴代の浜松城主の祈願所として崇敬を受け、明治元年、明治天皇より御使用の御茶碗を下賜されました。 建造物：松尾（まつのお）神社ほか 営み：例祭・水神輿・本神輿ほか 写真：松尾神社、例祭。

【市の考え方】今後の参考

歴史的風致設定の考え方については、概要版1ページで記載するように、歴史上価値の高い建造物、その周辺の市街地、地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されています。

また、歴史的風致の内容について検討する際には、建造物・活動・市街地環境の3つの構成要素を抽出し、歴史的風致の営みとして関連付けて整理することが必要となります。

御意見のとおり、浜松駅周辺を中心市街地には、徳川家康公関連史跡のほか、都市の近代化の記憶を伝える歴史文化資源が残されています。歴史的風致を構成する要素の追加につきましては、計画策定後もそれぞれの内容についての掘り起こしと歴史的価値の把握・整理に努めてまいります。

4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針／重点区域と主な事業（意見数2件）

提案 4	以下の括弧書き部分を追加 提案：鴨江アートセンター（旧浜松中央警察署）管理運営事業
提案 5	以下の括弧書き部分を追加 提案：旧浜松銀行協会（木下恵介記念館）管理事業

【市の考え方】案の修正

御意見のとおり修正します。

《修正内容》

(修正前)

鴨江アートセンター管理運営事業
旧浜松銀行協会管理事業

(修正後)

鴨江アートセンター(旧浜松警察署)管理運営事業
旧浜松銀行協会(木下恵介記念館)管理運営事業

浜松市歴史的風致維持向上計画 案(本編)

第1章 浜松市の歴史的風致形成の背景

1-5. 浜松の歴史と関わりのある主な人物 (意見数2件)

質問 1	1-60頁 1-5. 浜松の歴史と関わりのある主な人物「松平家に復し、祭祀は出雲(島根県)松平家に継承された。」の結城秀康についてこれは本当ですか。
---------	--

【市の考え方】その他

『松江市歴史館展示図録「祖父は家康と秀吉 松平直政の生涯」』の以下の記載を参考にしています。「結城秀康の家系は、松平家に復姓して各家が継承されています。孫のうち松平直政は松江藩主となってから幕末まで出雲を領地としていました。茶人として有名な松平不味もこの家系です。」

提案 6	1-60頁 1-5. 浜松の歴史と関わりのある主な人物「松平家に復し、祭祀は出雲(島根県)松平家に継承された。」の結城秀康について 改正案「関ヶ原の戦いの後、それまでの功績により越前一国(68万石)を拝領して、初代福井藩主となった。」
---------	--

【市の考え方】案の修正

御提案のとおり、初代福井藩主となったことを加筆します。

《修正内容》

(修正前)

「家康公の次男、浜松城下から離れた浜名湖畔の中村家で誕生した。屋敷の庭の一角に胞衣塚がある。豊臣秀吉公の養子(人質)となり、そののちは、結城家を継いで大名に列す。松平家に復し、祭祀は出雲(島根県)松平家に継承された。」

(修正後)

「家康の次男、宇布見・中村家で誕生した。屋敷地内に胞衣塚がある。関ヶ原の戦い後、それまでの功績により越前国(福井県)68万石を拝領し、初代福井藩主となる。子孫は松平家に復姓し、出雲松平家など各家が存続する。」

1-6. 文化財（意見数 2 件）

提案 7	1-70 頁 図 1-6-1 指定文化財の分布（国、静岡県、浜松市が指定する建造物、史跡、有形・無形民俗文化財、名勝を掲載）のうち、「中村家屋敷他（附 胞衣塚）」 屋敷と胞衣塚は異なる指定ではないでしょうか。 改正案「中村家屋敷・胞衣塚」
-------------	---

【市の考え方】 その他

政令指定都市移行時（平成 19 年 4 月）に指定名称を変更しております。現在「中村家屋敷地（附 胞衣塚）」が文化財の指定名称となっております。

提案 8	1-72 頁 （2）国の指定等文化財 ①重要文化財 イ. 中村家住宅 内部の特徴を追加してほしい。 改正案「また、内部の板戸など古い建具も残されている。」
-------------	---

【市の考え方】 案の修正

御提案のとおり建物内部の説明を加筆します。

《修正内容》

（修正前）

「中村家は戦国時代に、今川家、徳川家に仕え、浜名湖の舟運（兵糧運搬）をまかされた。桁行（けたゆき）21.3 メートル、梁間（はりま）11.2 メートル、面積 238.7 平方メートル、寄棟造（よせむねづくり）茅葺（かやぶき）の建物である。棟通り（むねどおり）と梁間方向中央の柱通りを揃え、これを境として、桁行方向に部屋が食い違いの配置になっているのが特徴である。

庭内に家康公次男・結城秀康が誕生した胞衣塚（えなづか）がある。」

（修正後）

「中村家は戦国時代に、今川家、徳川家に仕え、浜名湖の舟運（兵糧運搬）をまかされた。桁行（けたゆき）21.3 メートル、梁間（はりま）11.2 メートル、面積 238.7 平方メートル、寄棟造（よせむねづくり）茅葺（かやぶき）の建物である。棟通り（むねどおり）と梁間方向中央の柱通りを揃え、これを境として、桁行方向に部屋が食い違いの配置になっているのが特徴である。また、内部の板戸（いたど）など古い建具も残されている。

庭内に家康次男・結城秀康が誕生した際の胞衣塚（えなづか）が設けられている。」

第 2 章 浜松市の維持及び向上すべき歴史的風致

2-5. 浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致 (意見数 8 件)

質問 2	浜名湖での伝統漁法「ねこ網漁」は、もう廃れてしまっていて掲載しないのでしょうか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

浜名湖における漁法の記載については、国の水産業基本計画との整合を図り策定した『浜松市水産業振興基本計画』の「浜松市の水産業の現状 □浜名湖の漁法」を参考に記載していることから、本計画に「ねこ網漁」は掲載していません。

提案 9	2-5-1 2 頁 イ. 中村家住宅 下から 3 行目。主屋について、提案のとおり特徴を追加してほしい。 提案「以上のほか、主屋の特徴としては、柱の面取（めんど）りに規則性があること、3 間四方の部屋が南側と北側にそれぞれあること、納戸構（なんどがまえ）・押板（おしいた）・格子窓（こうしまど）といった古民家に共通するものを備えることなどがあげられる。」
-----------------	--

【市の考え方】 案の修正

御提案のとおり主屋の特徴を加筆します。

《修正内容》

(修正前)

「…構造は、側柱(外回りの柱)は省略なく、部屋境は 2 か所を除いて柱を 1 間ごとに、礎石の上に直接立て、主に貫で相互の連結が図られている。長屋門は、…」

(修正後)

「…構造は、側柱(外回りの柱)は省略なく、部屋境は 2 か所を除いて柱を 1 間ごとに、礎石の上に直接立て、主に貫で相互の連結が図られている。そのほか、柱の面取(めんど)りに規則性があること、3 間四方の部屋が南側と北側にそれぞれあること、納戸構(なんどがまえ)・押板(おしいた)・格子窓(こうしまど)といった古民家に共通する特徴を備えている。長屋門は、…」

質問 3	息神社祭典は、どのような資料から掲載したのでしょうか。
-----------------	-----------------------------

【市の考え方】 その他

地元の有識者が記した『雄踏の祭り』のほか『令和元年息神社祭典計画書』を参考に、実際に現地調査を実施して記載しました。

質問 4	2-5-1 3 頁 「なお、大太鼓導入の手本となり、導入当時に様々な指導を受けた舞阪への恩義から、舞阪の大太鼓より大きな太鼓は決して作らないという暗黙の了解が存在する。」とあるが、これは今、ないのである。西ヶ崎の大太鼓は、舞阪よりも大きいのではないか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

御質問の内容は、『雄踏の祭り』の著者でもある地元の有識者に確認をしました。「…暗黙の了解が存在する。」は、西ヶ崎が大太鼓を導入したときに、著者が西ヶ崎の中老から直接聞き取りをしたものです。

『雄踏の祭り』によると、西ヶ崎の大太鼓は7尺8寸、『舞阪大太鼓まつり』（舞阪町立郷土資料館）によると、舞阪で最大となる仲町の大太鼓は7尺8寸であることから、計画書（案）のとおり表現をしました。

質問 5	2-5-16頁 ウ. 息神社本祭(10月10日に近い土曜日に実施)、エ. 息神社神輿祭(10月10日に近い日曜日に実施)について雄踏町での息神社祭典は、土曜日を宵祭り、日曜日を本祭りと言うと思われるが、いかがでしょうか。神事の本祭が土曜日ということでしょうか。息神社祭典は、どのような資料から掲載したのでしょうか。
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済み

息神社祭典については、祭典当日を含む現地調査や関係者(宮司、氏子総代等)への聞き取りを基に、神事を中心とした各日の行事名称を記載しております。

提案 10	2-5-16頁 11行目を修正 「館車は各字に帰り」 提案「館車は各字内を回り終え」
------------------	---

【市の考え方】案の修正

御提案をふまえて修正します。

《修正内容》

(修正前)

「館車は各字に帰り」

(修正後)

「館車は各大字内を回り終え」

提案 11	2-5-17頁 3行目を修正 「…中村、小山…」に田端を追加する。 提案「…中村、田端、小山…」
------------------	---

【市の考え方】案の修正

御提案のとおり修正します。

《修正内容》

(修正前)

「…中村、小山…」

(修正後)

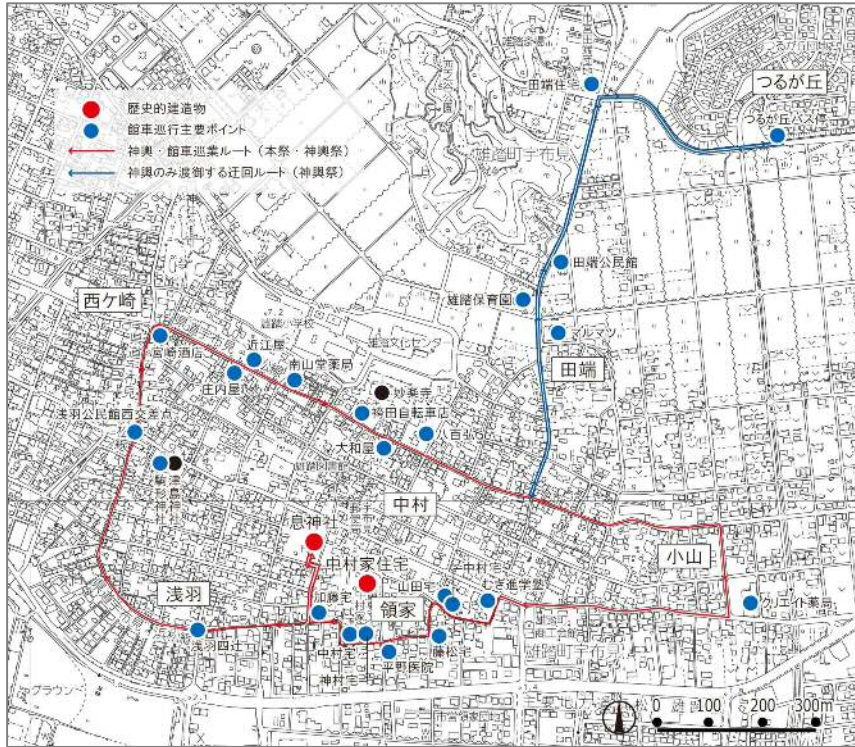
「…中村、田端、小山…」

提 案 12	2-5-17頁 図2-5-34 息神社祭典館車・御神輿巡行ルート 提案 田端のところまで赤い線を追加する。
--------------	--

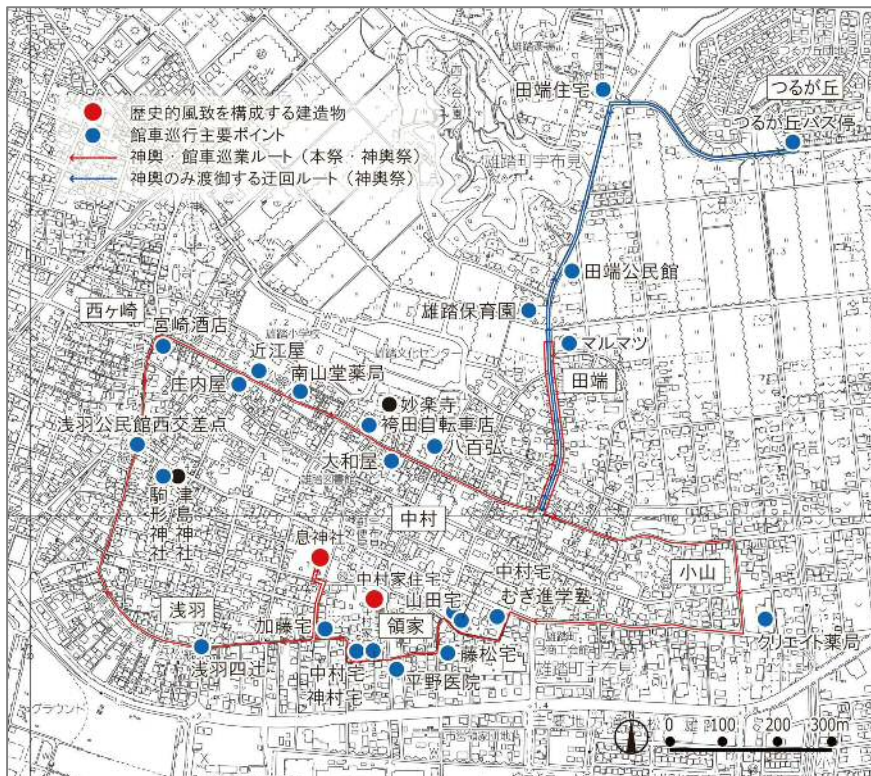
【市の考え方】案の修正

御提案のとおり修正します。

《修正内容》
(修正前)



(修正後)



第 5 章 文化財の保存及び活用に関する事項

5-1. 市全域に関する事項（意見数 2 件）

要望 1	太平洋側が近い将来、震度 7 の地震や津波に見舞われることが予想されているため、自然災害から建物の倒壊などを防ぐ取り組みが必要と思います。
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済み

耐震対策など文化財の防災に関する方針については、第 5 章で記載するように、保存修理にあわせ、可能な限り耐震診断と必要に応じて耐震補強工事を行っていくものとしております。

質問 6	5-4 頁 (6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針活用・協働が大切ですが、もう少し具体的にどのように進めていこうとしているのでしょうか。例えば、人材の育成とか。
-----------------	--

【市の考え方】盛り込み済み

本計画は、指定文化財をはじめとした、少なくとも 50 年以上の間、保全継承されてきた歴史的建造物や伝統的活動といった歴史的風致の構成要素を対象としており、その維持向上の実現には長い時間を要します。このため、本計画では、中期的(10年)な展望に立った文化財の保存活用に関する事項など歴史的風致の維持向上に関する課題を明らかにし、その問題解決に向けた方針を示すこととしています。

具体的な施策については、個別の文化財保存活用計画や第 6 章に示す事業などにおいて示し、目標の実現に向けた取組を効率的に進めてまいります。

第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

6-2. 事業の内容（意見数 1 件）

要望 2	事業番号 (1)-07 中村家住宅保存活用事業 ①保存活用計画を策定する際、主屋の管理に影響がある西側の屋敷林の整備（減らすこと）を考慮するのがいいです。 ②主屋西側に茶室があります。この茶室は指定文化財部分ではありませんが、価値があると思われます。中村家住宅の活用にあたり、調査・検討・整備が大切です。
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

御意見のとおり、中村家住宅については、重要文化財に指定されている主屋のみならず屋敷地全体の保存活用を図っていくことが重要であると考えております。保存活用計画を作成する際は、屋敷林や茶室など中村家住宅の構成要素を特定するとともに、その特性・価値の把握と保存活用にあたっての課題を整理するなど検討を進めてまいります。

その他（意見数 8 件）

要望 3	歴史的風致形成という言葉が一般的にまだ浸透されていないと思われ ます。啓発を望みます。
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

本計画の根拠法令「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が施行されてから 10 年以上経過していますが、市民に対する歴史的風致の用語・概念の周知は十分ではありません。本計画の策定を機に、歴史的風致及びその維持向上の取組に対する理解を深める機会の提供に努めてまいります。

質問 7	今回の歴史的風致維持向上計画の中に、下記のようなものは含まれない のでしょうか。 例：南区の米津台場跡（浜松市指定文化財）
-----------------	---

【市の考え方】今後の参考

歴史的風致設定の考え方については、概要版 1 ページで記載するように、歴史上価値の高い建造物、その周辺の市街地、地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されています。

御意見のとおり、南区新津地区には、米津台場（新橋町）のほか、秋葉山常夜灯（新橋町、小沢渡町、倉松町、法枝町）などの石造文化財や砂地上に形成されたマキ囲いの屋敷が建ち並ぶ農村集落景観（倉松町）など、歴史的建造物・歴史的まち並みが残されています。本計画において示す 12 件以外の歴史的風致の設定につきましては、その定義に基づき、計画策定後も構成要素の把握に努めてまいります。

質問 8	雄踏町が浜松市へ合併時、雄踏図書館に展示しておいた「浜名湖の漁法の模型や漁具」は、どこへ移し替えたのでしょうか。浜名湖の湖面漁業の参考になると思います。
-----------------	--

【市の考え方】その他

「浜名湖の漁法の模型や漁具」については雄踏郷土資料保存庫で保管しております。当該資料の活用については、御意見として承ります。

その他 1	中村家の歴史、息神社、祭典（館車など）、万人講、浜名湖の漁法など、すべての面で雄踏町在住の有識者の方が最も詳しいです。今さらとは思いますが、参考に意見を聞いたらいいです。
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済み

御意見ありがとうございます。雄踏地域の歴史的風致に関する事柄については、地元の有識者の方の御指導をいただきながら計画策定を進めております。

その 他 2	重要文化財「中村家住宅」伝達しておきたいこと 私が保存修理工事に携わって、言葉でも伝えたかったことは、令和3年7月30日子供講座の手持ち資料の通りです。
--------------	---

【市の考え方】 その他

御意見ありがとうございます。いただいた御意見は施設所管課と共有するとともに、これからの歴史まちづくり行政の参考にさせていただきます。

その 他 3	この歴史的風致維持向上計画（案）は、いろいろな事柄が詳しく調べられています。とても参考になります。
--------------	---

【市の考え方】 その他

御意見ありがとうございます。いただいた御意見はこれからの歴史まちづくり行政の参考にさせていただきます。

要 望 4	<p>案の全体を見ると、広い全市が平等に配分されているように見受けられますが、浜松駅周辺の市街地は、人口密度や歴史の古さ等を加味して1頁くらいは追加してもよいのではないのでしょうか。下記の赤字箇所を追加していただきますようお願いいたします。</p> <p><徳川家康の関連> 浜松八幡宮、普濟寺、西来院、五社神社、諏訪神社、鴨江寺など。</p> <p><豊臣秀吉の関連> 頭陀寺</p> <p><国学> 縣居神社、賀茂神社</p> <p><近代史> 津毛利神社、堀留川、木下恵介記念館（旧銀行集会所→旧銀行協会）中村與資平の設計であることと彼の国内海外の功績</p> <p>元魚町の松尾神社（まつのおじんじゃ）</p> <p>犀ヶ崖及び池川邸</p> <p><庶民のイベント> お彼岸のお鴨江さん、正月飾り納めの秋葉さん、酉の市の大安寺、節分の八幡さま、初稲荷祭りの天林寺など</p>
-------------	--

【市の考え方】 今後の参考

歴史的風致設定の考え方については、概要版1ページで記載するように、歴史上価値の高い建造物、その周辺の市街地、地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されています。

また、歴史的風致の内容について検討する際には、建造物・活動・市街地環境の3つの構成要素を抽出し、歴史的風致の営みとして関連付けて整理することが必要となります。

御意見のとおり、浜松駅周辺の中心市街地には、徳川家康公関連史跡のほか、都

市の近代化の記憶を伝える歴史文化資源が残されています。歴史的風致を構成する要素の追加につきましては、計画策定後もそれぞれの内容についての掘り起こしと歴史的価値の把握・整理に努めてまいります。

**要望
5**

はまホール跡地に「浜松市歴史的風致維持向上会館」を作って、そこへ行けば全市の展示宣伝が見られ、リレー見学の案内があるようにする。浜松復興記念館を末永く管理するためにも、これと一括管理すれば一挙両得。浜松駅から近く、地の利もあり、浜松城まで歩いて行けるため、浜松訪問者を最初に案内する場所になるのではないのでしょうか。

【市の考え方】その他

文化財の保存・活用を行うための施設の考え方については、第5章で記載するように、本市では、浜松市博物館(含分館)と浜松市地域遺産センターを拠点として、収蔵品のデジタルアーカイブ化など時代に即した展示・収蔵方法の導入、博物館の調査研究能力、職員の資質向上を図るものとしております。博物館(含分館)や地域遺産センターなどのあり方については、御意見として承ります。

素案からの修正箇所は朱書きで明示

浜松市歴史的風致維持向上計画 (抜粋)

(案)

令和〇年〇月
浜 松 市

資料 2

 <p>家康公期浜松城跡の濠</p>	<p>とくがわいえやす 徳川家康 1542～1616 戦国時代</p>	<p>三河松平氏の嫡子、今川義元の人質として駿河にあり、桶狭間の戦い以後岡崎で独立。遠江に侵攻し、1570年から浜松を居城とする。浜松在城17年間のうちで、織田信長、ついで豊臣秀吉に従い、一介の戦国大名から天下のNo.2にまで出世する。</p>
 <p>遠州灘海岸</p>	<p>りんごかん 林五官 16～17世紀 戦国時代</p>	<p>中国出身の商人・船乗り。天正2年(1574)暴風雨に遭って遠州灘沿岸の西島村(南区)に漂着し、徳川家康に願ひ出て、浜松に永住した。家康の没年まで舟運をはじめとする物流を任され、また銅版活字の製作などにあつた。</p>
 <p>清瀧寺信康廟</p>	<p>とくがわのぶやす 徳川信康(松平信康) 1559～1579 戦国時代</p>	<p>徳川家康の長男、家康が浜松に居城したときから岡崎城主をまかされる。しかし、家康が同盟していた織田信長に武田方との内通を疑われ、堀江城などを経て最後は二俣城に預けられて蟄居、切腹した。家康は供養のために清瀧寺を建立している。</p>
 <p>小藪河岸付近</p>	<p>つきやまごぜん 築山御前 ?～1579 戦国時代</p>	<p>家康の正室で、信康の母。今川義元の姫だが、井伊家の筋節との説がある。武田方との内通が疑われた信康助命のために岡崎から家康のいる浜松城に向つたが、佐鳴湖畔の小藪で待ち構えていた家臣に殺害される。遺骸は西来院に葬られた。</p>
 <p>中村家胞衣塚</p>	<p>ゆうきひでやす 結城秀康 1574～1607 戦国時代</p>	<p>家康の次男、宇布見・中村家で誕生した。屋敷地内に胞衣塚がある。関ヶ原の戦い後、それまでの功績により越前国(福井県)68万石を拝領し、初代福井藩主となる。子孫は松平家に復姓し、出雲松平家など各家が存続する。</p>
 <p>早馬・誕生橋跡</p>	<p>とくがわひでただ 徳川秀忠 1579～1632 戦国時代</p>	<p>浜松城下で誕生した家康三男で、江戸幕府二代将軍。浜松生まれとしては唯一の天下人。城下東側の早馬町付近の武家屋敷で生まれたとされ、早馬町には「誕生橋」があつた。浜松城内の二の丸にも「御誕生場」が設けられていた。</p>
 <p>心造寺</p>	<p>さいごうのつぼね 西郷局 ?～1589 戦国時代</p>	<p>西郷(掛川市)出身。夫の戦死後浜松城に出仕、家康の側室となり、三男秀忠と四男忠吉を生む。浜松城下の心造寺(中区)は、家康が秀忠の健勝を祈願して天正8年(1580)に建立し、開基を西郷局とする。法号は「心造寺殿松誉貞寿大姉」。</p>
 <p>中村家住宅</p>	<p>おまのかた 於万の方 1548～1620 戦国時代</p>	<p>池鯉鮒(現愛知県知立市)の神官の娘、長勝院。侍女として出仕し、家康の側室となつて、次男の秀康を身ごもるが宇布見・中村家出産。家康正室の築山殿との確執があつたという。結城家の養子となつた秀康とともに福井で暮らす。</p>

(2)国の指定等文化財

国の指定等文化財は、重要文化財 20 件(うち建造物 5 件、絵画 1 件、彫刻 4 件、工芸品 8 件、書跡・典籍 1 件、古文書 1 件)、重要無形民俗文化財 2 件、史跡 4 件、名勝 1 件、天然記念物 2 件の合計 29 件が所在するほか、登録有形文化財 88 件が所在する。これらのうち、主な文化財を以下に示す。

①重要文化財

ア.方広寺七尊菩薩堂 (建築年代:応永 8 年(1401))

方広寺七尊菩薩堂は、一間社流造柿葺の建物である。方広寺は臨済宗の本山の一つとして大伽藍を誇ったが、明治 14 年(1881)の火災でほとんどが焼失し、この堂だけが被災を免れた。覆屋の中にある間口 90 センチメートルの建物が静岡県下最古の木造建築物である。創建年(弘和 4 年(1384))に近く、鎌倉末期の建築様式を今に伝える。

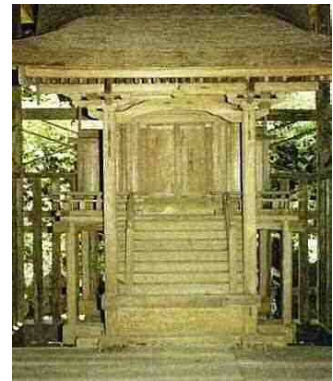


図1-6-2 方広寺七尊菩薩堂

イ.中村家住宅 (建築年代:貞享5年(1688))

中村家は戦国時代に、今川家、徳川家に仕え、浜名湖の舟運(兵糧運搬)をまかされた。桁行 21.3 メートル、梁間 11.2 メートル、面積 238.7 平方メートル、寄棟造茅葺の建物である。棟通りと梁間方向中央の柱通りを揃え、これを境として、桁行方向に部屋が食い違いの配置になっているのが特徴である。また、内部の板戸など古い建具も残されている。庭内に家康の次男・結城秀康が誕生した際の胞衣塚が設けられている。



図1-6-3 中村家住宅

ウ.宝林寺仏殿・方丈 (建築年代:宝林寺仏殿は寛文7年(1667)、宝林寺方丈は正徳6年(1716))

宝林寺は、寛文 4 年(1664)、明国の僧独湛によって開かれた黄檗宗の寺院で、気賀、金指両近藤家の菩提寺として栄えた。開祖を隠元とする。

仏殿は、桁行 9.1 メートル、梁間 10.9 メートル、一重入母屋造柿葺の建物である。昭和 60 年(1985)から 6 年かけて解体修理を行い、創建当初の姿に復元した。

方丈は、桁行 19.2 メートル、梁間 12.3 メートル、一重寄棟造茅葺の建物である。黄檗宗の伝来初期の建築であり、同宗特有の様式を持つものである。



図1-6-4 宝林寺仏殿

イ.中村家住宅

中村家住宅は、西区雄踏町宇布見の息神社の南に所在する。中村家は、16世紀には今川氏の家臣として当地の代官を勤め、浜名湖の水運を支配していた。永禄11年(1568)徳川家康の遠江支配後も代官を勤め、天正2年(1574)家康の側室お万の方が家康の第二子である於義丸(のちの結城秀康)を当屋敷で出産している。江戸時代は、徳川氏との関係が深い家柄であることから、一般の庄屋とは異なり、浜松城主と単独で拝謁できる独礼庄屋であった。近代以降、歴代当主も地域の指導的役割を担い、30代正輔は服部・中村養鼈場を開設するなど浜名湖の養殖業の発展に尽力した。

現在、屋敷地内には主屋・長屋門・朧衣塚・石塔などが残る。主屋の規模は、桁行21.3メートル、梁間11.2メートル、床面積238.7平方メートル、寄棟造、茅葺。平成13年(2001)の解体修理時の調査により鬼瓦のへら書きが確認され、貞享5年(1688)の建築であることが分かった。棟通りと梁間方向中央の柱通りを揃え、これを境として、桁行方向に部屋が食い違いの配置となっている。構造は、側柱(外回りの柱)は省略なく、部屋境は2か所を除いて柱を1間ごとに、礎石の上に直接立て、主に貫で相互の連結が図られている。そのほか、柱の面取りに規則性があること、3間四方の部屋が南側と北側にそれぞれあること、納戸構・押板・格子窓といった古民家に共通する特徴を備えている。長屋門は、当初、屋敷南側に建築されたものが、安永4年(1775)現在地(屋敷東側)に移築された。

息神社祭典では、屋敷地の回りを神輿渡御が行われ、各字の館車が賑やかに往来する。



図2-5-27 中村家住宅



図2-5-28 長屋門

ウ.舞阪灯台

銘板によると、遠州灘沖を航行する船舶の安全を守る航路標識として、昭和39年(1964)4月21日に初点灯した。白色、円形、コンクリート造、地上から頂部までの高さ28メートル、水面から灯火までの高さ37メートル。舞阪灯台の光の達する距離は17海里(約31.5キロメートル)で、磐田市福田沖から渥美半島田原市沖までを照らす。



図2-5-29 舞阪灯台

ウ.息神社本祭(10月10日に近い土曜日に実施)

本祭りでは、早朝に各字の青年団や自治会の人々が集まって、舞阪灯台付近の浜へ浜垢離^{はまごり}に向かう。浜に日が昇ると全員で浜に向かって祭りの無事を祈る。青年団は館車^{かんしゃ}の太鼓を浜へ持ち込み、年番を先頭にして敬虔^{けいけん}な気持ちで太鼓を次々に打ち鳴らす。次に早朝の潮水で洗われた浜砂をバケツに入れて持ち帰り、息神社と各字の神社の鳥居や拝殿前に供え、一同揃って参拝する。午前8時になると「館車・中老大太鼓貸与式」が行われ、その後、各字の神社へ参拝し、字の発展と安全を祈願して万歳三唱をする。午前8時30分になると、いよいよ館車^{かんしゃ}が字内を巡行するために出発する。大中老の舟形曳物、中老の曳物、中老太鼓台、館車^{かんしゃ}の順で太鼓を打ち鳴らして勇ましく引きだす。手踊りも場所を決めて行われる。午前10時30分に息神社の例祭が始まる。宮司の祝詞奏上後に玉串奉奠^{たまぐしほうてん}¹があり直会を行う。午後3時30分に館車^{かんしゃ}は各大字内を回り終え、昼の部は終了となる。夜の部の引き出しは午後4時30分から始まり、提灯をつけて息神社へ向かう。途中でほかの字連と合流し、挨拶を交わして万歳三唱をする。あとは、「オイショ、オイショ」と練りながらこれから始まる祭りに期待を高める。息神社には年番の字連が最も早く到着し、各字は参道鳥居前に大太鼓と館車^{かんしゃ}を集結させる。中老と青年団が名目提灯や役提灯を掲げての参拝と万歳三唱し、お囃子に合わせて大太鼓を打ち鳴らし勇壮な練りを行う。大勢の見物人のざわめきが交差して、青年たちの見せ場が訪れる。館車^{かんしゃ}の太鼓を外に引き出し、力一杯バチを振る。暗闇のなかに提灯が揺らめき、幻想的な光景のなか帰途につく。

エ.息神社神輿祭(10月10日に近い日曜日に実施)

午前7時20分に息神社の境内に館車と大太鼓が参集する。午前8時から神輿祭^{しんよ}が執り行われ、神輿^{みこし}の前で宮司の祝詞奏上、玉串奉奠^{たまぐしほうてん}に、年番自治会長が誓詞を読み上げる。

午前8時10分になると猿田彦の天狗を先導役として息神社総代、字年行司、塩播の字神社総代、嚮導^{きやうどう}(道案内)の自治会長・氏神社会長、男子稚児による先駆車、女子稚児による神輿車の順に連ねて息神社を出発する。神輿は浅羽、西ヶ崎と進み途中の津島神社²境内社の駒形神社の御旅所で休む。御旅所は4本の笹竹を立て、しめ縄を張り巡らして神域を区別する。宮司による修祓^{しゅぱつ}、祝詞奏上、玉串奉奠^{たまぐしほうてん}を行い直会に入る。



図2-5-30 息神社を出発する先駆車



図2-5-31 神輿渡御

¹ 榊の枝に紙垂をつけたものを神前にお供えすること。

² 06 農村歌舞伎にみる歴史的風致にて建造物の詳細を掲載。

資料 2

神輿の渡御に続いて各大字の館車と大太鼓が息神社を出発する。神輿は中村から田端に入り、つるが丘まで迂回して折り返し、小山、領家を渡御して午後0時30分には息神社に帰ってくるが、館車と大太鼓は午後9時まで浅羽、西ヶ崎、中村、田端、小山、領家、息神社の順に時間をかけて巡行し、休憩場所では餅投げなども行う。昼間は館車の彫り物と天幕や水引の刺繍が良く目立つ。風神・雷神、力神などの彫刻が際立って美しく見える。

大太鼓を打ち鳴らすと、太鼓の音が腹の底まで響き、人々にとってたまらない魅力となる。遠くまで響くその音が人々の血を沸き立たせ、祭りへの気持ちを高ぶらせる。また、息神社と中村家住宅の周辺の小路には露店が並び、人々は館車と大太鼓の間をすり抜けるように往来し、宇布見のまちはお祭り一色であふれかえる。

午後4時45分に再び息神社に集合し、参拝の練り込みをしたあと、境内は館車と太鼓台がずらりと並ぶ。無数の灯りが美しく、境内にいる人々を幻想的な世界へ引き

込んでいく。青年たちの大太鼓とお囃子の協奏曲は心行くまで続けられ、境内の随所を震わせる。

午後8時になると一行は息神社を出発し、各大字へ帰っていく。途中、ほかの大字連と別れの万歳三唱を行い、惜しみなく入り乱れて練り続ける。



図2-5-32 境内に並ぶ夜の館車



図2-5-33 境内に並ぶ大太鼓

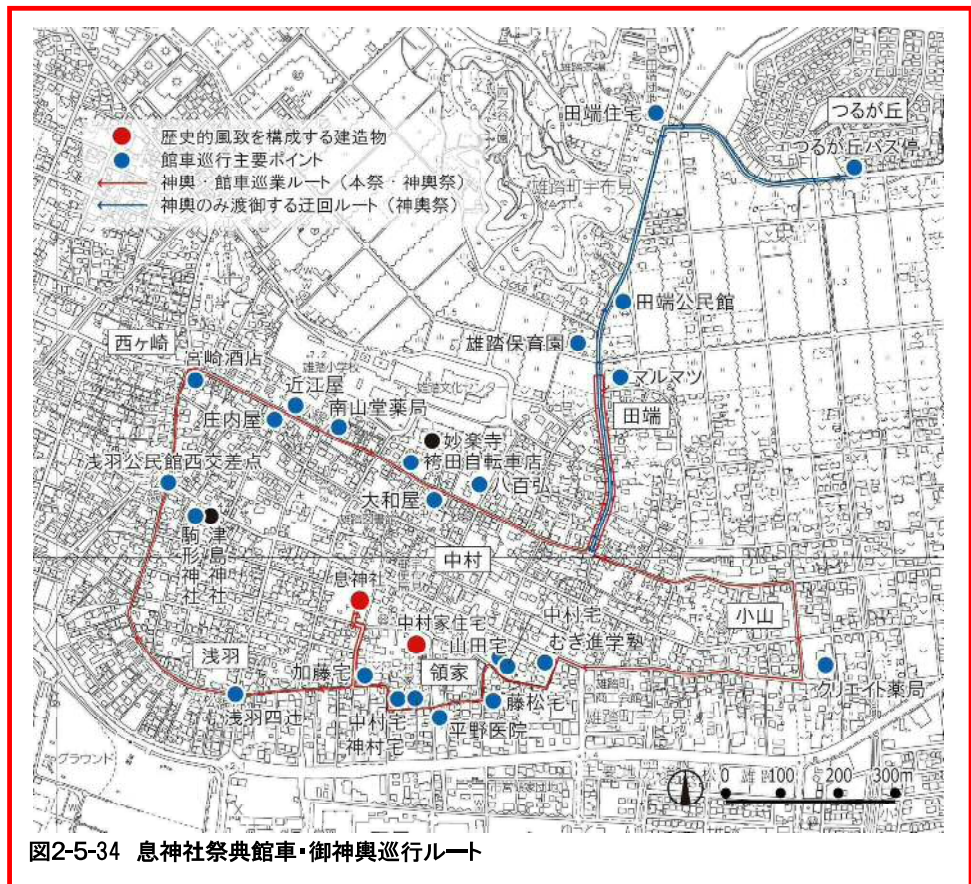


図2-5-34 息神社祭典館車・御神輿巡行ルート



(案)

浜松市歴史的風致維持向上計画 (概要版)

令和〇年〇月



はじめに

1 歴史的風致維持向上計画について

「歴史的風致維持向上計画」(以下、「歴まち計画」と略記)は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」と略記)に基づき、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくための計画です。

「歴史的風致」は、①歴史上価値の高い建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動の3つが、一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことです。(歴史まちづくり法第1条)

<p>歴史と伝統を 反映した人々の 営み、生活、活動</p> <p>はちまん 八幡神楽</p>		<p>歴史的風致</p> <p>一体となって 形成してきた 良好な市街地の環境</p> <p>みさくぼ 水窪まつりの範囲</p>		 <p>かんばら 神原八幡宮</p>	<p>歴史上価値の 高い建造物及び その周辺の市街地</p>
---	---	--	--	---	--

歴史まちづくりをすすめる自治体が「歴まち計画」を作成し、これを国(主務大臣：文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定することで、国からの財政的、技術的な支援を受けることができます。

2 計画策定の背景と目的

本市は、^{えんしゅうなだ}遠州灘・^{みかたぼら}天竜川・浜名湖・三方原台地・赤石山脈など起伏に富んだ地形と四季の移ろいを際立たせる豊かな自然環境に恵まれ、「海」「山」「川」「里」「湖」といった多様性を有する「国土縮図型」都市の美しい風土が広がっています。こうした風土を舞台に中世には城が築かれ、近世には神社の社殿や寺院の堂宇を中心にまちが形成されてきました。また、集落ごとに人々の祈りが具現化した祭礼行事や芸能が行われるとともに、農業や水産業をはじめ風土に適した生業が営まれてきました。

しかしながら、本市においても、適切な維持管理が行われなかったことによる建造物の荒廃・撤去、人口減少や価値観の変化の影響による地域コミュニティの希薄化・担い手不足による活動の休止など、その価値や魅力に気づかないまま失われていく歴史文化資源が見られます。

これらのことから、歴史まちづくり法に基づく「浜松市歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化財の保存・活用、都市計画・景観計画との整合・調和その他の措置を講ずることにより、地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ります。

3 計画の期間

令和3年度(2021)から令和12年度(2030)までの10年間

※ 歴史的建造物と地域における人々の活動を維持・向上させ、後世に保存・継承させていくために、必要に応じて、随時計画の見直しを行います。

1 歴史的風致の背景

(1) 浜松市の概要

位置・地勢

浜松市は静岡県西部に位置し、首都圏と関西圏という2つの経済圏からほぼ中間の距離にあります。明治44年(1911)7月1日に市制を施行、その後合併を繰り返して、平成17年(2005)12市町村が合併して、現在の面積1,558.06平方キロメートルの「浜松市」が誕生しました。市の北部は長野県に接し、天竜川中流域の豊かな山林を有しています。南部は天竜川下流域の平野が広がり遠州灘(太平洋)に面しています。西部は浜名湖が位置しており、都田川流域の里山が豊かな自然を構成しています。



歴史

本州最古の化石人骨(浜北人)が出土した根堅遺跡、東海地方を代表する貝塚がある蛭塚遺跡、市内最大の古代遺跡である伊場遺跡など、原始・古代から人々の営みが続いています。古代から、都と東国を結ぶ東海道が通り、各時代の有力者が権益を争う土地となりました。中世から近世にかけては、南北朝の争い、守護大名(今川氏と斯波氏)の争い、戦国大名(徳川氏と武田氏)の争いなどでは、市内に両者の拠点が置られました。この時期、青年期の徳川家康は17年間を浜松城で過ごしています。近世には、浜松城は徳川譜代の城となり、大名たちによる整備とともに城下町が大きく形成されました。東海道や姫街道、秋葉街道などの街道沿いには宿場や一里塚、松並木や常夜灯などが整備され、人・モノ・情報の交流が一層盛んとなり、農村歌舞伎や念仏踊などの民俗芸能が伝えられました。近代には、廃藩置県により浜松県が置けましたが、その後、伊豆・駿河・遠江をあわせて静岡県になりました。このころから東海道の城下町から全国屈指の工業都市として発展していきます。近世後期からさかんになった織物を発展させた織機のほか、楽器産業、輸送機器産業、光・電子技術など、新たなものづくり産業が勃興し産業の集積とともに発展していきました。また、旧幕臣の入植にはじまる三方原台地開拓や天竜川中流域の植林が農業の基盤を築くとともに、浜名湖周辺のみかん栽培のほか、ノリやスッポンなどの多様な養殖が発展しました。このような先人の取組や地域の多様性を都市の成長や活力の源泉として、浜松市の歴史が刻まれています。

(2) 浜松市の文化財

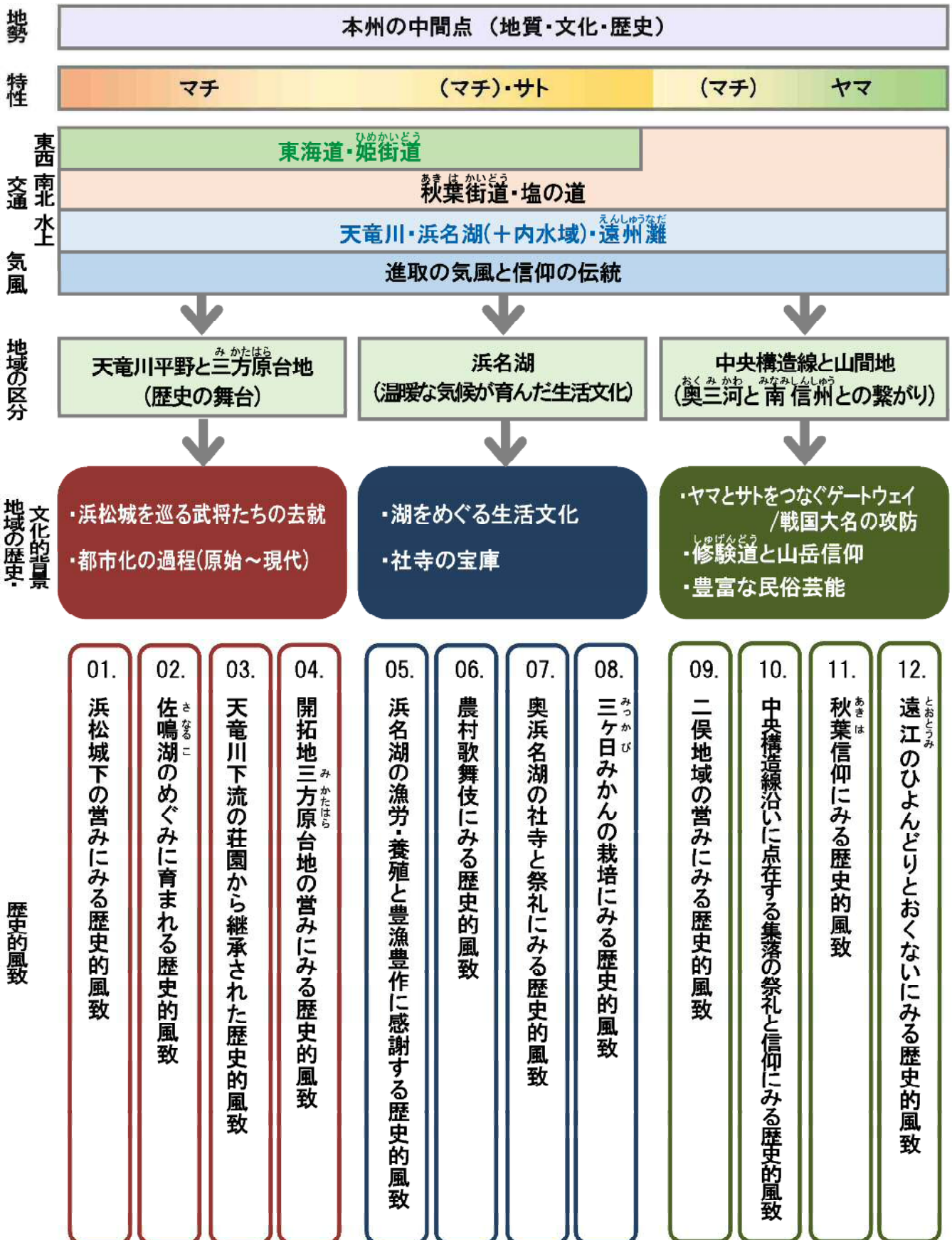
浜松市は、合併前の12市町村の指定文化財を引き継ぎ、また平成28年度からは市の独自の制度である浜松地域遺産(浜松市認定文化財)制度を導入して、市域の文化財保護につとめています。

国の指定文化財は、中村家住宅(重要文化財[建造物])、蛭塚遺跡(史跡)、龍潭寺庭園(名勝)、西浦の田楽(重要無形民俗文化財)など29件、県の指定文化財は83件、市の指定文化財は325件あります。また、国の登録有形文化財は88件が登録されています。さらに浜松地域遺産が455件認定されています。ほかに埋蔵文化財包蔵地が1065カ所確認されています。(件数は令和3年10月14日現在)



国指定名勝 龍潭寺庭園

2 地域の区分、歴史・文化的背景からみた歴史的風致の整理

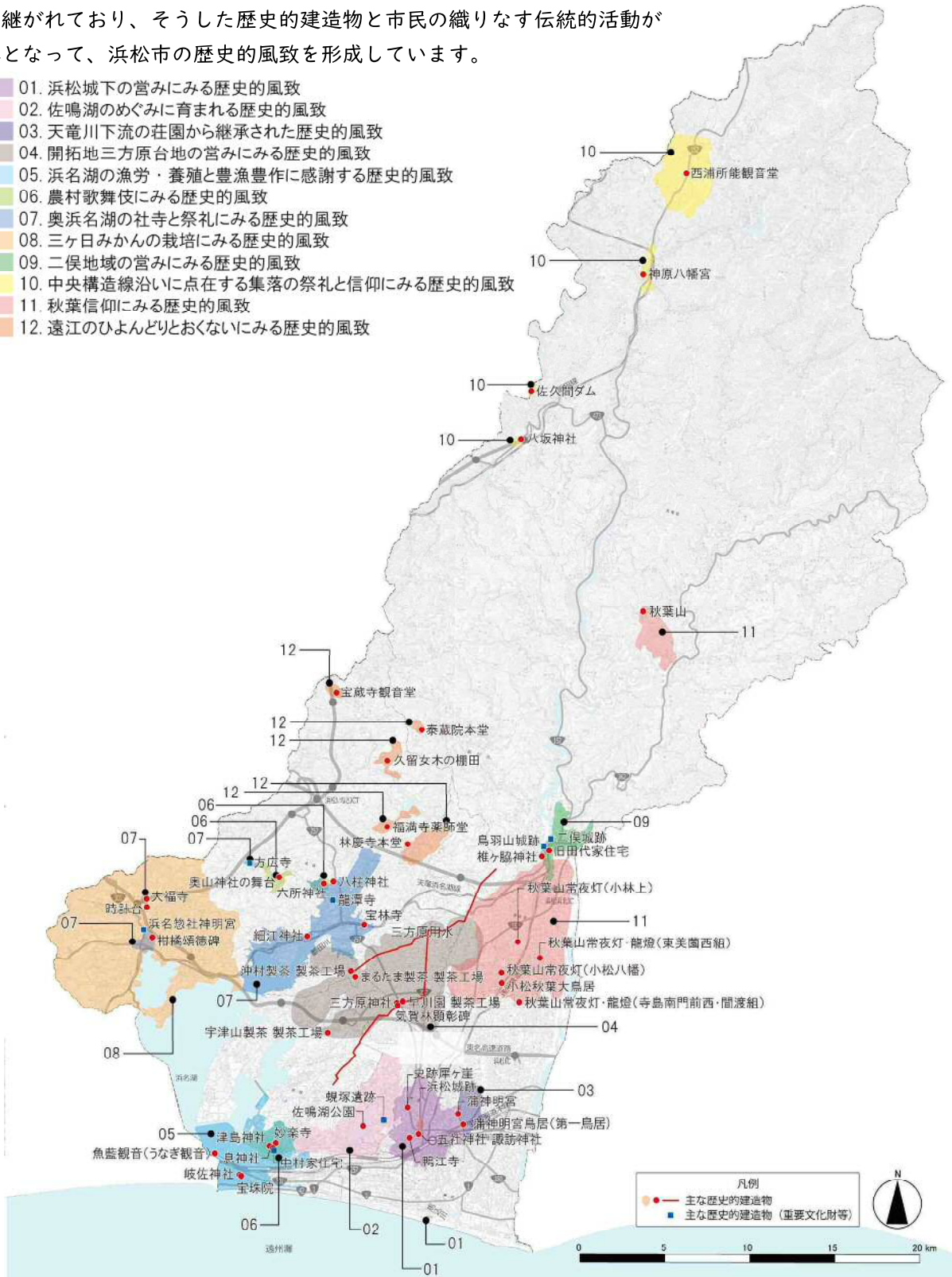


3 浜松市の維持・向上すべき歴史的風致

浜松市は、全国第2位の市域面積(1,558平方キロメートル)を有しており、中心部の都会的な側面だけでなく雄大な自然をたたえた中山間地域や、^{えんしゅうなだ}遠州灘、^{みかたばら}浜名湖、天竜川、三方原台地といった「海」「山」「川」「里」「湖」を有する“国土縮図型”都市の美しい風土が広がっています。また、本市には、戦国時代の城跡や浜名湖周辺の社寺をはじめ、江戸時代からのみかん栽培やノリ養殖、近代の開拓による茶や馬鈴薯の栽培など、自然の恵みを受けた先人たちが営みを続けてきた景観が市内各地に見られます。

市内の各地に社寺や古民家などが残され、地域固有の祭礼行事や文化的な活動が受け継がれており、そうした歴史的建造物と市民の織りなす伝統的活動が一体となって、浜松市の歴史的風致を形成しています。

- 01. 浜松城下の営みにみる歴史的風致
- 02. 佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致
- 03. 天竜川下流の荘園から継承された歴史的風致
- 04. 開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致
- 05. 浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致
- 06. 農村歌舞伎にみる歴史的風致
- 07. 奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致
- 08. ミカン栽培にみる歴史的風致
- 09. 二俣地域の営みにみる歴史的風致
- 10. 中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致
- 11. 秋葉信仰にみる歴史的風致
- 12. 遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致



01. 浜松城下の営みにみる歴史的風致

浜松城下町の市街地や社寺を舞台に、浜松まつりや遠州大念仏など四季を通じて地域固有の伝統行事が継承されています。



浜松城跡



浜松まつり

建造物：浜松城跡/鴨江寺/五社神社諏訪神社/犀ヶ崖 ほか
営み：浜松まつり/お鴨江まいり/遠州大念仏 ほか

02. 佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致

蜷塚遺跡や佐鳴湖畔を舞台に、漕艇・清掃活動・娯楽・調査研究など人々の活動が受け継がれています。



蜷塚遺跡



蜷塚遺跡清掃活動

建造物：蜷塚遺跡/佐鳴湖公園 ほか
営み：蜷塚公園清掃活動/漕艇競技/花火大会 ほか

03. 天竜川下流の荘園から継承された歴史

天竜川下流域に広がる荘園の区画を残した集落の神社では、式年遷宮など地域性豊かな祭礼が伝えられています。



蒲神明宮外宮



蒲神明宮お白石持ち祭り

建造物：蒲神明宮/蒲神明宮鳥居(第一鳥居)
営み：式年遷宮/例大祭/お白石持ち祭り ほか

04. 開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致

近代以降、本市の農業発展に貢献した開拓関連の建造物が残る三方原台地を舞台に、農業活動と先人の遺徳をしのぶ祭礼が継承されています。



三方原用水



三方原馬鈴薯収穫の様子

建造物：製茶工場/三方原用水/三方原神社/気賀林顕彰碑 ほか
営み：お茶の生産/三方原馬鈴薯の生産/三方原神社例大祭

05. 浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致

浜名湖畔の水辺景観と社寺を中心とした市街地を舞台に、江戸時代からの養殖と浜名湖の恵みに感謝する祭礼が継承されています。



ほしゅいん
宝珠院本堂



浜名湖のり養殖

建造物：宝珠院/うなぎ観音/中村家住宅/息神社/岐佐神社 ほか
 営み：浜名湖のり養殖/うなぎ養殖/息神社祭典/舞阪大太鼓祭りほか

06. 農村歌舞伎にみる歴史的風致

定期公演ののぼりが掲げられる農村集落を舞台に、地域固有の農村歌舞伎とその保存技術が継承されています。



ろくしょ
六所神社拝殿



よこお
横尾歌舞伎定期公演

建造物：八柱神社/六所神社/奥山神社の舞台/津島神社/妙楽寺ほか
 営み：横尾歌舞伎定期公演/雄踏歌舞伎「万人講」ほか

07. 奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致

浜名湖北部の社寺と周辺の市街地を舞台に、特徴的な信仰や歴史的背景のある地域色豊かな伝統行事が継承されています。



ほそえ
細江神社拝殿



ほそえ
細江神社祇園祭

建造物：浜名惣社神明宮/大福寺/方広寺/龍潭寺/細江神社/宝林寺 ほか
 営み：三ヶ日まつり/大福寺納豆/火祭り/井伊家供養/祇園祭/金鳴石信仰 ほか

08. 三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致

江戸時代以降、湖岸の丘陵地を開墾して築かれたみかん畑と、積極果敢な進取の気風を反映した生産・顕彰活動が一体となって継承されています。



みかん畑



みっかび
三ヶ日みかん収穫の様子

建造物：みかん畑と石垣/時計台/柑橘頌徳碑 ほか
 営み：三ヶ日みかんの栽培/柑橘頌徳祭 ほか

09. 二俣地域の営みにみる歴史的風致

歴史的建造物が残る二俣市街地を舞台に、屋台が勇壮に巡行する二俣まつりなどの伝統行事が継承されています。



二俣城跡



二俣まつり

建造物：二俣城跡及び鳥羽山城跡/椎ヶ脇神社/旧田代家住宅ほか
営み：二俣まつり/椎ヶ脇神社の神幸祭/鹿島の花火ほか

10. 中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致

佐久間・水窪地域を縦断する中央構造線沿いの山村集落を舞台に、特徴的な民俗芸能が継承されています。



西浦所能観音堂



西浦の田楽

建造物：西浦所能観音堂/神原八幡宮/八坂神社/佐久間ダムほか
営み：西浦の田楽/水窪まつり/八幡神楽/川合花の舞/竜神の舞ほか

11. 秋葉信仰にみる歴史的風致

火防の神として信仰を集める秋葉山及び常夜灯が残る参詣道沿いの集落では、秋葉信仰と関係する伝統行事が継承されています。



秋葉山（表参道）



秋葉山常夜灯の祭祀

建造物：秋葉山/秋葉山遥拝鳥居と秋葉山常夜灯
営み：秋葉山の火祭り/秋葉信仰にかかわる祭祀ほか

12. 遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致

都田川・阿多古川沿いの中山間地域の寺堂などを舞台に、生業と関係する正月行事が、継承されています。



福満寺薬師堂（通称八日堂）



川名のひよんどり

建造物：宝蔵寺観音堂/福満寺薬師堂/泰蔵院本堂/久留女木の棚田ほか
営み：寺野のひよんどり/川名のひよんどり/懐山のおくないほか

4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針／重点区域と主な事業

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

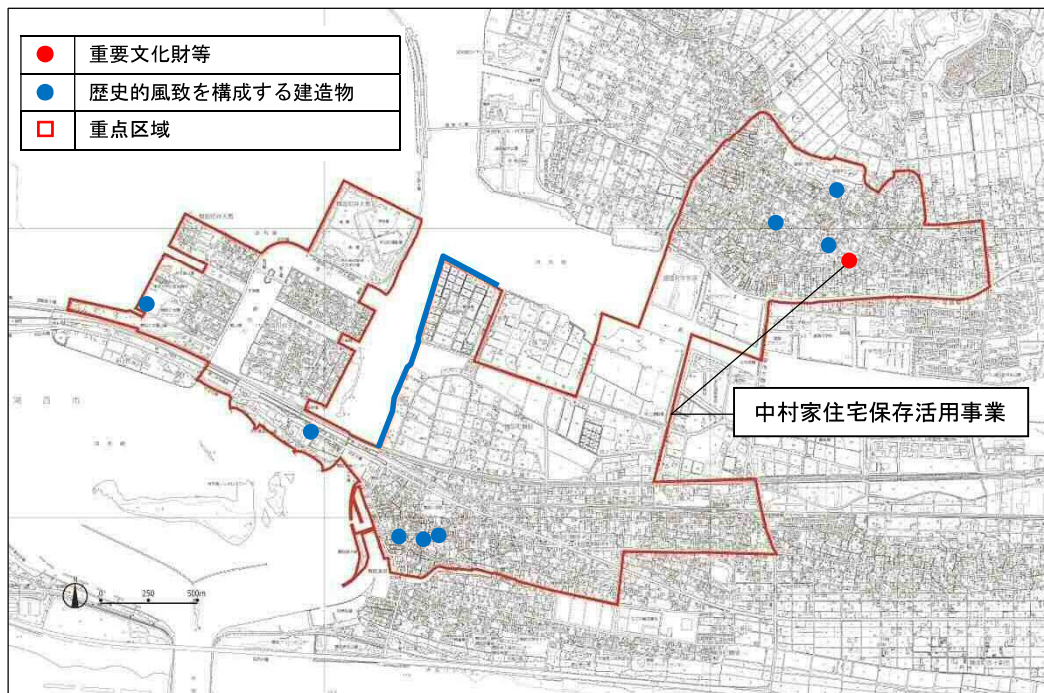
本計画では、歴史的建造物の保存・活用や歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に取り組むとともに、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図ります。また、これらの取組とあわせて本市の歴史文化の魅力を情報発信するなど、歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持及び向上を図ります。

- (1) 歴史的建造物の保存・活用の推進
- (2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上
- (3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化
- (4) 歴史文化を活かした観光振興・地域活性化

重点区域と主な事業

重点区域を設定する土地の区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財等として指定された建造物の用に供される土地」と定められているほか、「当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域」である必要があります。(歴史まちづくり法第2条第2項。) 本計画では、これらの法定要件に基づき、本市における重点区域の位置及び区域を設定しました。

(1) 表浜名湖地区



表浜名湖地区重点区域及び区域内の事業区域図

中村家住宅保存活用事業

重要文化財「中村家住宅」(主屋)は、直近の大規模修理(平成15年(2003))以降、経年劣化が進み、特に茅葺屋根の劣化が進行していることから、保存活用計画を作成するとともに、屋根修理を実施します。

また屋敷地は、市指定有形文化財「中村家住宅長屋門」に付属した土塀に囲まれている。土塀は主屋同様に経年劣化が著しく、耐震性能が極端に劣ることから、公道へ倒壊するおそれがあるため安全性能向上のための再整備を行います。

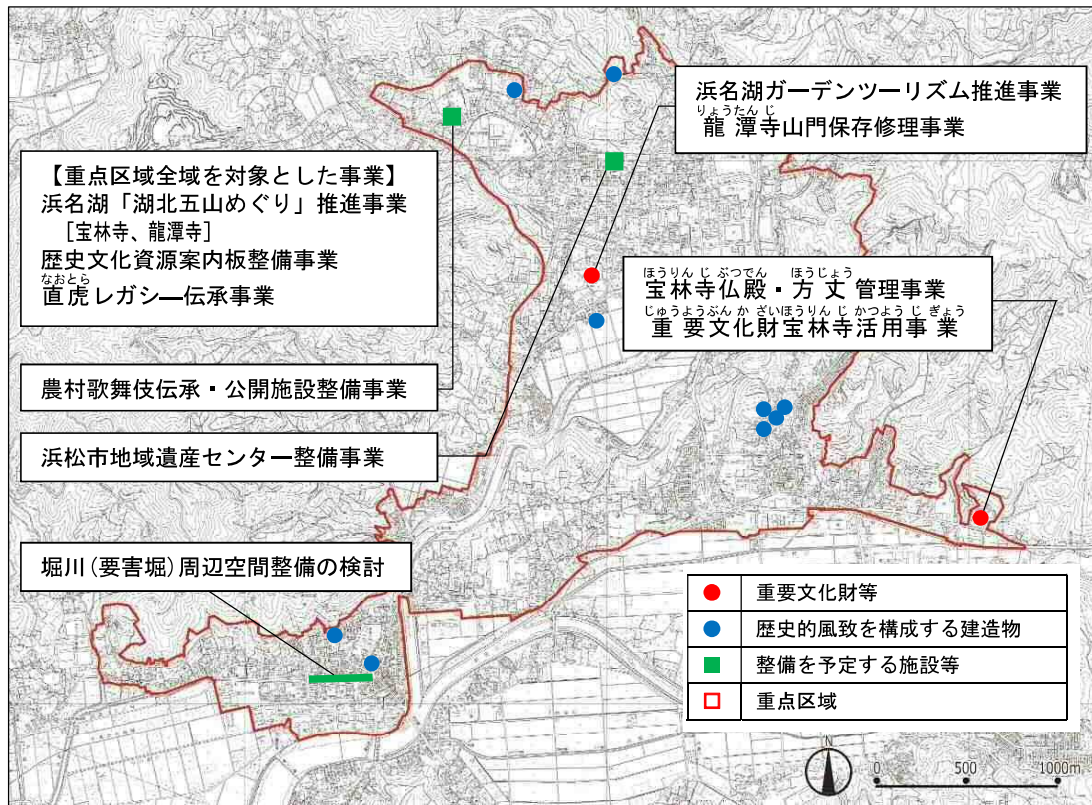


中村家住宅主屋



中村家住宅長屋門

(2) 奥浜名湖地区



奥浜名湖地区重点区域及び区域内の事業区域図

宝林寺仏殿・方丈管理事業

重要文化財「宝林寺
仏殿・方丈」の防災
設備の修理及び点検
を実施します。



宝林寺仏殿

浜名湖ガーデンツーリズム推進事業〔龍潭寺〕

『アメイジングガー
デン・浜名湖』計画を
推進するため、「浜名
湖からはじまる感動四
季めぐり」をテーマに、
来訪者に感動を提供す
るガーデンツーリズム
を展開します。



構成庭園「龍潭寺」

龍潭寺山門保存修理事業

静岡県指定有形文
化財「龍潭寺山門」
について、初年度に建
物調査及び耐震計画
作成を行い、次年度か
ら2カ年にわたり保
存修理工事を行います。



龍潭寺山門

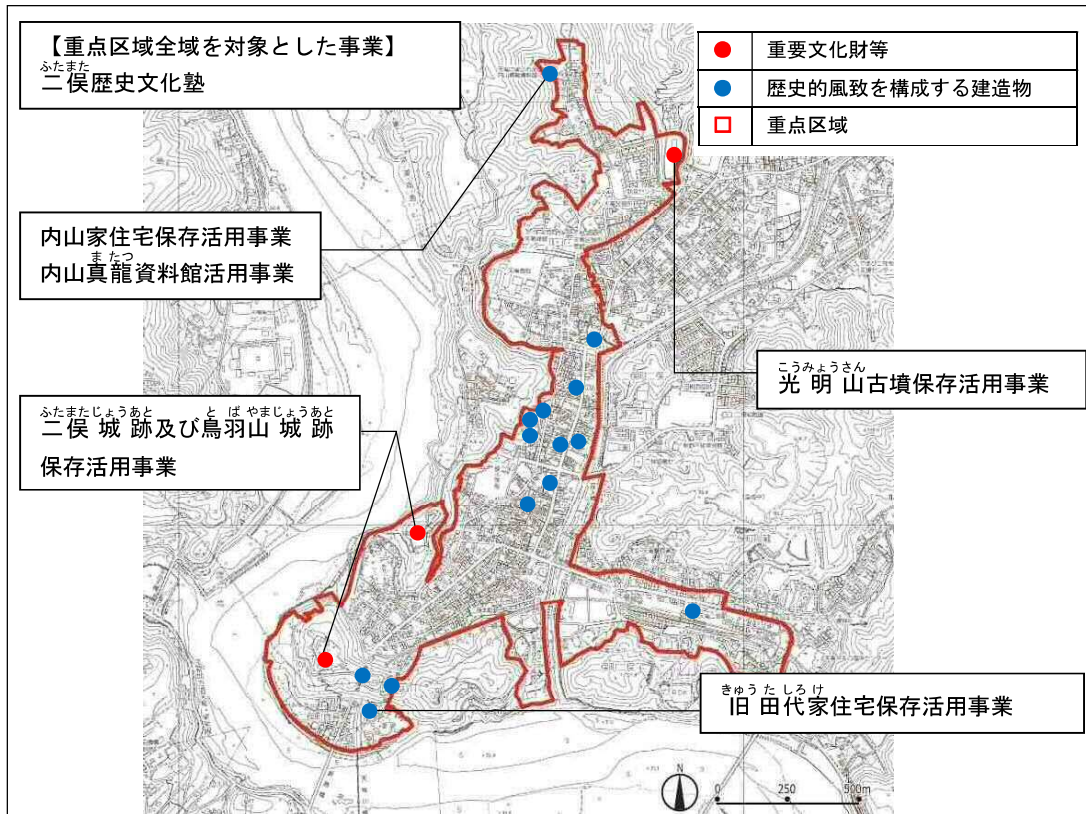
農村歌舞伎伝承・公開施設整備事業

重点区域内で継承
されている農村歌舞
伎の楽屋兼用具収蔵
庫、稽古場及び上演
会場として用いられ
ている施設を整備し
ます。



開明座

(3) 天竜二俣地区



天竜二俣地区重点区域及び区域内の事業区域図

二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業

史跡「ふたまたじょうあと二俣城跡及とばやまじょうあとび鳥羽山城跡」について、総合調査及び保存活用計画に基づき、整備基本計画を策定した後、ふたまたじょうあと二俣城跡及とばやまじょうあとび鳥羽山城跡周辺の整備事業を実施します。



二俣城跡

内山家住宅保存活用事業

市指定有形文化財「内山家住宅長屋門」の保存修理を実施します。



内山家住宅長屋門

旧田代家住宅保存活用事業

国登録有形文化財「きゅうたしろけ旧田代家住宅主屋」について、地盤強化を含めた耐震化(耐震補強)と保存修理(解体修理)を検討します。中世から近代までの関係資料を展示・収蔵する施設として整備することで、二俣城跡及び鳥羽山城跡と周辺市街地を回遊する散策路の休憩施設及び歴史文化ガイダンス施設としての機能を高めます。



旧田代家住宅主屋 外観



旧田代家住宅主屋 内部

(4) 重点区域外（歴史的風致地区）で実施する事業

しじみづか いぼ
蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト

浜松城跡保存活用事業

み たけじょうあと
三岳城跡保存活用事業

旧浜松銀行協会(木下恵介記念館)管理事業

かもえ
鴨江アートセンター(旧浜松警察署)管理運営事業

指定棚田地域の保全

秋葉山表参道の美装化

浜名湖ガーデンツーリズム推進事業 [浜松城公園]

浜名湖「湖北五山めぐり」推進事業

さなるこ
佐鳴湖漕艇活動顕彰事業

(5) 市全域を対象とする事業

歴史的集落・まち並み景観保全対策事業

本市の特徴的な集落・まち並みについて、歴史的変遷、自然環境及び生業・生活の調査を行い、保存対策の検討に活用します。



中山間地域のまち並み

無形民俗文化財保存・伝承事業

無形民俗文化財の継承のため、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、基盤整備や次世代へ継承する取組等に対して支援します。



中学校での継承活動

歴史的建造物保存活用事業

無形民俗文化財公開・活用等事業

浜松市認定文化財活用事業

無形民俗文化財活性化支援事業

文化財防災ボランティア養成事業

指定文化財デジタルアーカイブ事業

中山間地域の魅力発信事業

浜名湖観光圏整備推進事業

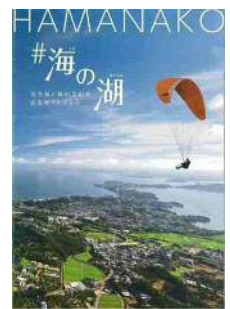
浜松・浜名湖地域 食×農プロジェクト推進事業

農産物・水産物のブランド化を図るため、食や食文化を基軸として、観光コンテンツを組み合わせた魅力を国内外に発信し、本市への誘客・消費拡大を図ります。



食×農で楽しむ 浜松・浜名湖

地域の魅力発信と観光誘客のため、浜名湖観光圏のブランドコンセプトである「海の湖」をいかし、淡水と海水が混じり合う汽水湖である浜名湖ならではの着地型商品の企画と販売、サービスの質的向上、地域の人材育成、周遊促進、インバウンド対策等の施策を行い、観光地域づくりを推進します。



海の湖ガイドブック

浜松市歴史的風致維持向上計画〔概要版〕(案)

発行



浜松市

令和〇年〇月

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町 103 番地の 2

問合せ

都市整備部 土地政策課

市民部 文化財課

Tel:053-457-2656

Tel:053-457-2466

Fax:053-457-2601

Fax:050-3730-1391

tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp